

# 一般競争入札説明書

沖縄県海洋深層水研究所が発注する令和3年度沖縄県海洋深層水研究所熱交換器整備工事に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和3年11月12日

2 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和3年度沖縄県海洋深層水研究所熱交換器整備工事
- (2) 履行内容 契約書及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和4年3月25日まで
- (4) 履行場所 沖縄県海洋深層水研究所 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番1

3 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限 令和3年11月29日(月)まで ※必着
- (2) 提出場所 沖縄県海洋深層水研究所  
〒901-3104 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番1

4 入札執行の方法

(1) 入札は郵送方式により行う。

ア. 宛 先：沖縄県海洋深層水研究所

〒901-3104 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番1

イ. 到着期限：令和3年12月9日（木）必着

ウ. 郵送種別：一般書留、簡易書留のいずれかによる。

(2) 提出書類：入札書

二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に工事名、入札日を記載の上封書して提出するものとする。

(3) 開札日時： 令和3年12月10日（金）午後1時30分

(4) 開札場所：沖縄県海洋深層水研究所内会議室

5 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金の額

(1) 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる契約金額（入札金額に消費税を加えた金額）の100分の5以上とする。

(2) 入札保証金は、一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足としないようにすること。

## 7 入札保証金の納付方法

沖縄県の発行する納入通知書（歳入歳出外現金払込書）により現金を金融機関で納付し、受領書の写しを入札日時までに沖縄県海洋深層水研究所に提出することとする。納入通知書（歳入歳出外現金払込書）の発行を希望する者は、令和3年11月29日（月）までに沖縄県海洋深層水研究所に入札保証金納入通知書（歳入歳出外現金払込書）発行依頼書を提出すること。

## 8 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、下記の内容を証明する書類を沖縄県海洋深層水研究所に提出すること。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を提出する場合

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない沖縄県海洋深層水研究所職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は2回（1回目の入札を含む）までとする。  
1回目の入札で落札者がいない場合は電話等により迅速に通知するので、下記期日までに1回目と同様に入札書を提出すること。入札書の右上に「再入札」と記載すること。
- (4) 再入札の締切日：令和3年12月15日（水）必着  
開札は令和3年12月16日（木）午後1時30分から、1回目と同じ場所で行う。
- (5) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 10 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を提出する場合

## 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 沖縄県海洋深層水研究所
- (3) 所在地 〒901-3104 沖縄県島尻郡久米島町字真謝500番1

## 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

13 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

14 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

15 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札後に契約を締結するものとする。